

## 流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成24年度修正）	修正案（平成28年度修正）
（3）研修・訓練	<p>災害時においても、まだ他都市への支援においても、ボランティア活動が有効に展開できるような活動メニューを盛り込んだ研修・訓練等を実施するものとする。</p> <p>（4）ボランティア団体の組織化</p> <p>市は、平常時から登録ボランティア団体が地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それが役割分担をしながら連携をとつて有機的な活動を展開できるよう、活動の場の開拓や情報の提供等の連携のための条件整備を行い、ボランティア関係団体の組織化の推進を支援するものとする。</p> <p>（5）ボランティアの受け入れ体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 食事、宿泊場所の提供</li> <li>イ 活動拠点の提供</li> <li>ウ 資機材の整備</li> </ul> <p>災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から情報通信手段となる非常用電話、FAX、パソコン等通信機器の資機材の整備を進めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エ 活動費用の負担</li> <li>オ ボランティア保険への加入促進</li> </ul> <p>市は、ボランティア活動を支援するため、市社会福祉協議会が窓口であるボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努めるものとする。</p>	<p>（2）ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動中で行政やボランティア団体等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。そこで、研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。</p> <p>（3）研修・訓練</p> <p>災害時においても、まだ他都市への支援においても、ボランティア活動が有効に展開できるような活動メニューを盛り込んだ研修・訓練等を実施するものとする。</p> <p>（4）ボランティア団体の組織化</p> <p>市は、平常時から登録ボランティア団体が地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それが役割分担をしながら連携をとつて有機的な活動を展開できるよう、活動の場の開拓や情報の提供等の連携のための条件整備を行い、ボランティア関係団体の組織化の推進を支援するものとする。</p> <p>（5）ボランティアの受け入れ体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 食事、宿泊場所の提供</li> <li>イ 活動拠点の提供</li> <li>ウ 資機材の整備</li> </ul> <p>災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から情報通信手段となる非常用電話、FAX、パソコン等通信機器の資機材の整備を進めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エ 活動費用の負担</li> <li>オ ボランティア保険への加入促進</li> </ul> <p>市は、ボランティア活動を支援するため、市社会福祉協議会が窓口であるボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努めるものとする。</p>
地2-12 新旧から 除外	<p>第6 防災訓練の充実</p> <p>【防災危機管理課・各課・消防本部・消防団・事業所・自主防災組織】</p> <p>市として、各防災関係機関との連携を重視した図上演習及び実動訓練を実施するとともに、各自主防災組織、事業所等に対して防災訓練の実施を働きかけ、かつ、その実施を支援する。</p> <p>この際、各種災害の教訓、過去の防災訓練の課題等を踏まえ、各防災訓練毎に、目的を明確に定めるとともに、それを達成するための実施要領を確立し、かつ、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにして、事後の訓練の資とする。</p> <p>1 市の全体的・共通的訓練</p> <p>（1）防災図上演習</p> <p>当初、防災危機管理課員及び他の課の防災担当職員等を他機関が実施する図上演習等に研修させる等によって図上演習の実施要領を体得させる。次いで、市として、限定的な防災図上演習を実施し、段階的に、全職員に対して、図上演習の実施要領を体得させ、努めて早期に関係防災機関、</p>	<p>【防災危機管理課・各課・消防本部・消防団・事業所・自主防災組織】</p> <p>市として、各防災関係機関との連携を重視した図上演習及び実動訓練を実施するとともに、各自主防災組織、事業所等に対して防災訓練の実施を働きかけ、かつ、その実施を支援する。</p> <p>この際、各種災害の教訓、過去の防災訓練の課題等を踏まえ、各防災訓練毎に、目的を明確に定めるとともに、それを達成するための実施要領を確立し、かつ、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにして、事後の訓練の資とする。</p> <p>1 市の全体的・共通的訓練</p> <p>（1）防災図上演習</p> <p>当初、防災危機管理課員及び他の課の防災担当職員等を他機関が実施する図上演習等に研修させる等によって図上演習の実施要領を体得させる。次いで、市として、限定的な防災図上演習を実施し、段階的に、全職員に対して、図上演習の実施要領を体得させ、努めて早期に関係防災機関、</p>

## 流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成24年度修正）	修正案（平成28年度修正）
団体、協定締結市町村、企業等も参加する演習を実施して、市職員の災害対処能力、特に、判断能力及び調整能力を向上させるとともに、関係防災機関との連携を強化する。	<p>（2）実動訓練</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>市の全域にわたる大規模な災害を想定し、1～複数の訓練場において、関係防災機関及び団体の他、努めて多くの一般市民の参加を得て、情報収集、避難誘導、救助、救護、搬送、救急、避難所開設・運営、消防、火災防ぎよ、水防等を総合的に訓練し、各参加機関の災害対処能力と相互の連携要領を向上させる。</p> <p>イ 市役所職員非常参集訓練等</p> <p>軽易に、緊急対策連絡網による伝達訓練を実施するとともに、必要に応じて、実動により参集訓練を実施し、職員の防災意識を高揚させるとともに、参集中に要する時間等の資料を収集分析し、本計画、事業継続計画の修正等に反映する。</p> <p>ウ 通信訓練</p> <p>新たに導入するM.C.A無線機の取扱訓練を実施し、関係職員等を慣熟させる。</p> <p>また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。</p>	<p>団体、協定締結市町村、企業等も参加する演習を実施して、市職員の災害対処能力、特に、判断能力及び調整能力を向上させるとともに、関係防災機関との連携を強化する。</p> <p>（2）実動訓練</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>市の全域にわたる大規模な災害を想定し、1～複数の訓練場において、関係防災機関及び団体の他、努めて多くの一般市民の参加を得て、情報収集、避難誘導、救助、救護、搬送、救急、避難所開設・運営、消防、火災防ぎよ、水防等を総合的に訓練し、各参加機関の災害対処能力と相互の連携要領を向上させる。</p> <p>イ 市役所職員非常参集訓練等</p> <p>緊急対策連絡網による伝達訓練を実施するとともに、必要に応じて、実動により参集訓練を実施し、職員の防災意識を高揚させるとともに、参集中に要する時間等の資料を収集分析し、本計画、事業継続計画の修正等に反映する。</p> <p>ウ 通信訓練</p> <p>各避難所等に整備されたM.C.A無線機の取扱訓練を実施し、関係職員等を慣熟させる。</p> <p>また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。</p>
風2-10 新旧から 除外	<h2>第6 防災訓練の充実</h2> <p>【防災危機管理課・各課・消防本部・消防団・事業所・自主防災組織】</p> <p>市として、各防災関係機関との連携を重視した図上演習及び実動訓練を実施するとともに、各自主防災組織、事業所等に対して防災訓練の実施を働きかけ、かつ、その実施を支援する。</p> <p>この際、各種災害の教訓、過去の防災訓練の課題等を踏まえ、各防災訓練毎に、目的を明確に定めるとともに、それを達成するための実施要領を確立し、かつ、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにして、事後の訓練の資とする。</p> <p>1 市の全体的・共通的訓練</p> <p>（1）防災図上演習</p> <p>当初、防災危機管理課職員及び他の課の防災担当職員等を他機関が実施する図上演習等に研修させる等によって図上演習の実施要領を体得させる。次いで、市として、限定的な防災図上演習を実施し、段階的に、全職員に対して、図上演習の実施要領を体得させ、努めて早期に関係防災機関、団体、協定締結市町村、企業等も参加する演習を実施して、市職員の災害対処能力、特に、判断能力及び調整能力を向上させるとともに、関係防災機関との連携を強化する。</p> <p>（2）実動訓練</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>市の全域にわたる大規模な災害を想定し、1～複数の訓練場において、関係防災機関及び団体の他、努めて多くの一般市民の参加を得て、情報収集、避難誘導、救助、救護、搬送、救急、避難所開設・運営、消防、火災防ぎよ、水防等を総合的に訓練し、各参加機関の災害対処能力と相互の連携要領を向上させる。</p> <p>イ 市役所職員非常参集訓練等</p>	<h2>第6 防災訓練の充実</h2> <p>【防災危機管理課・各課・消防本部・消防団・事業所・自主防災組織】</p> <p>市として、各防災関係機関との連携を重視した図上演習及び実動訓練を実施するとともに、各自主防災組織、事業所等に対して防災訓練の実施を働きかけ、かつ、その実施を支援する。</p> <p>この際、各種災害の教訓、過去の防災訓練の課題等を踏まえ、各防災訓練毎に、目的を明確に定めるとともに、それを達成するための実施要領を確立し、かつ、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにして、事後の訓練の資とする。</p> <p>1 市の全体的・共通的訓練</p> <p>（1）防災図上演習</p> <p>当初、防災危機管理課職員及び他の課の防災担当職員等を他機関が実施する図上演習等に研修させる等によって図上演習の実施要領を体得させる。次いで、市として、限定的な防災図上演習を実施し、段階的に、全職員に対して、図上演習の実施要領を体得させ、努めて早期に関係防災機関、団体、協定締結市町村、企業等も参加する演習を実施して、市職員の災害対処能力、特に、判断能力及び調整能力を向上させるとともに、関係防災機関との連携を強化する。</p> <p>（2）実動訓練</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>市の全域にわたる大規模な災害を想定し、1～複数の訓練場において、関係防災機関及び団体の他、努めて多くの一般市民の参加を得て、情報収集、避難誘導、救助、救護、搬送、救急、避難所開設・運営、消防、火災防ぎよ、水防等を総合的に訓練し、各参加機関の災害対処能力と相互の連携要領を向上させる。</p> <p>イ 市役所職員非常参集訓練等</p>

## 流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成24年度修正）	修正案（平成28年度修正）
	<p>軽易に、緊急対策連絡網による伝達訓練を実施するとともに、必要に応じて、実動により参集訓練を実施し、職員の防災意識を高揚させるとともに、参集に要する時間等の資料を収集分析し、本計画、事業継続計画の修正等に反映する。</p> <p>ウ 通信訓練</p> <p>新たに導入するMCA無線機の取扱訓練を実施し、関係職員等を慣熟させる。 また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。</p>	<p>各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、年に1回以上を基準として、本計画及び各組織、施設等毎に作成する計画及びマニュアルに基づき、各々の任務、役割等に応ずる訓練を、D I G<sup>2</sup>、H U G<sup>3</sup>又は実動で実施する。</p> <p><b>2 市役所の各組織、施設等毎の訓練</b></p> <p>各学校、幼稚園、保育所、公民館等は、年に1回以上を基準として、本計画及び各組織、施設等毎に作成する計画及びマニュアルに基づき、各々の任務、役割等に応ずる訓練を、D I G<sup>2</sup>、H U G<sup>3</sup>又は実動で実施する。</p>
地 2-13	<p>防災団上級習：各機関、部署等毎に地図を準備し、その上に、それぞれの活動の結果得られた被災状況及び防災機関の活動状況等を表示し、参考者に状況判断をさせつつ、努めて実行動に神じた手段をもって関係者との調整、実行部隊に対する命令・指示、上級組織における練習訓練を言う。</p> <p>演習参加者の他、状況を付与したり、専門を実施させる報告等を実施する組織組織、電話、地図台、状況表示板等の資器材材が必要であり、準備にも人手と時間を要するが、実動訓練では実施不可能な実際的な状況を想定した訓練を実施して、職員、特に、組織のトップから各部署の責任者に至る職員の判断能力や調整能力を向上する効果が大である。</p> <p>この際、学校、幼稚園、保育所、公民館等は、各地域の防災関係機関、自主防災組織、N P O、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等と連携して実施する等に着意する。</p> <p>また、各部局等は、県等が実施する各種訓練に積極的に参加する。</p> <p><b>2 市役所の各組織、施設等毎の訓練</b></p> <p>各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、年に1回以上を基準として、本計画及び各組織、施設等毎に作成する計画及びマニュアルに基づき、各々の任務、役割等に応ずる訓練を、D I G<sup>2</sup>、H U G<sup>3</sup>又は実動で実施する。</p> <p>この際、学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、各地域の防災関係機関、自主防災組織、N P O、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等と連携して実施する等に着意する。</p> <p>また、各部局等は、県等が実施する各種訓練に積極的に参加する。</p>	<p>防災団上級習：各機関、部署等毎に地図を準備し、その上に、それぞれの活動の結果得られた被災状況及び防災機関の活動状況等を表示し、参考者に状況判断をさせつつ、努めて実動訓練を実施する訓練を言う。状況表示板等の資器材材が必要であり、準備にも人手と時間を要するが、実動訓練では実施不可能な実際的な状況を想定した訓練を実施して、職員、特に、組織のトップから各部署の責任者に至る職員の判断能力や調整能力を向上する効果が大である。</p> <p>この際、学校、幼稚園、保育所、公民館等は、各地域の防災関係機関、自主防災組織、N P O、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等と連携して実施する等に着意する。</p> <p>また、各部局等は、県等が実施する各種訓練に積極的に参加する。</p> <p><b>2 市役所の各組織、施設等毎の訓練</b></p> <p>各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、年に1回以上を基準として、本計画及び各組織、施設等毎に作成する計画及びマニュアルに基づき、各々の任務、役割等に応ずる訓練を、D I G<sup>2</sup>、H U G<sup>3</sup>又は実動で実施する。</p> <p>この際、学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、各地域の防災関係機関、自主防災組織、N P O、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等と連携して実施する等に着意する。</p> <p>また、各部局等は、県等が実施する各種訓練に積極的に参加する。</p>
風 2-11	<p>防災団上級習：各機関、部署等毎に地図を準備し、その上に、それぞれの活動の結果得られた被災状況及び防災機関の活動状況等を表示し、参考者に状況判断をさせつつ、努めて実動訓練を実施する訓練を言う。</p> <p>演習参加者の他、状況を付与したり、専門を実施させる報告等を実施する組織組織、電話、地図台、状況表示板等の資器材材が必要であり、準備にも人手と時間を要するが、実動訓練では実施不可能な実際的な状況を想定した訓練を実施して、職員、特に、組織のトップから各部署の責任者に至る職員の判断能力や調整能力を向上する効果が大である。</p> <p>この際、学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、各地域の防災関係機関、自主防災組織、N P O、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等と連携して実施する等に着意する。</p> <p>また、各部局等は、県等が実施する各種訓練に積極的に参加する。</p> <p><b>2 市役所の各組織、施設等毎の訓練</b></p> <p>各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、年に1回以上を基準として、本計画及び各組織、施設等毎に作成する計画及びマニュアルに基づき、各々の任務、役割等に応ずる訓練を、D I G<sup>2</sup>、H U G<sup>3</sup>又は実動で実施する。</p> <p>この際、学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、各地域の防災関係機関、自主防災組織、N P O、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等と連携して実施する等に着意する。</p> <p>また、各部局等は、県等が実施する各種訓練に積極的に参加する。</p>	<p>防災団上級習：各機関、部署等毎に地図を準備し、その上に、それぞれの活動の結果得られた被災状況及び防災機関の活動状況等を表示し、参考者に状況判断をさせつつ、努めて実動訓練を実施する訓練を言う。状況表示板等の資器材材が必要であり、準備にも人手と時間を要するが、実動訓練では実施不可能な実際的な状況を想定した訓練を実施して、職員、特に、組織のトップから各部署の責任者に至る職員の判断能力や調整能力を向上する効果が大である。</p> <p>この際、学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、各地域の防災関係機関、自主防災組織、N P O、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等と連携して実施する等に着意する。</p> <p>また、各部局等は、県等が実施する各種訓練に積極的に参加する。</p> <p><b>3 自主防災組織、N P O、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等の訓練</b></p> <p>自主防災組織、N P O、その他の団体、事業所及び住民等の訓練等に対して、年1回以上を基準として、避難誘導、救助、救護、搬送、消防等に関する訓練の実施を働きかけるとともに、次の事項を重視してその実施を支援する。</p> <p>ア 事業所や自主防災組織の防災訓練に関する資料を収集、作成及び配布するとともに、研修等</p>
地 2-14		<p>自主防災組織、N P O、その他の団体、事業所及び住民等の訓練等に対して、年1回以上を基準として、避難誘導、救助、救護、搬送、消防等に関する訓練の実施を働きかけるとともに、次の事項を重視してその実施を支援する。</p> <p>ア 事業所や自主防災組織の防災訓練に関する資料を収集、作成及び配布するとともに、研修等</p>

## 流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成24年度修正）	修正案（平成28年度修正）
風 2-12	<p>の機会を設定する。</p> <p>イ D I G 及びH U G の講習会等を実施して、これを普及する。</p> <p>ウ 自主防災組織の役員等に対して、防災士の資格取得を奨励しつつ、それに必要な講習会等を実施する。</p> <p>エ・オ 必要に応じて、事業所や自主防災組織が実施するに必要とする関係機関との調整を代行するとともに、関係職員等を派遣する。</p> <p>カ ボランティアの防災訓練</p> <p>市社会福祉協議会の協力を得て、事前に登録したボランティアに対して訓練し、活動に必要な知識や技術を習得させる。</p>	<p>の機会を設定する。</p> <p>イ D I G 及びH U G の講習会等を実施して、これを普及する。</p> <p>ウ 自主防災組織の役員等に対して、防災士の資格取得を奨励しつつ、それに必要な講習会等を実施する。</p> <p>エ 自主防災組織が必要とする防災資器材を購入するに際して補助金を支給する。</p> <p>オ 必要に応じて、事業所や自主防災組織が実施するに必要とする関係機関との調整を代行するとともに、関係職員等を派遣する。</p> <p>カ ボランティアの防災訓練</p> <p>市社会福祉協議会の協力を得て、事前に登録したボランティアに対して訓練し、活動に必要な知識や技術を習得させる。</p> <p><sup>2</sup>D I G：参加者全員が、地図等を読み、その上に、被災状況や防災関係機関の活動状況を書き込み、全員で対応策等を議論しながら進めていく訓練である。準備と実施が容易であり、例えば、帰宅困難者支援施設の職員等が支援要領を、自主防災組織が地域における救助活動をイメージトレーニングする等、特定の組織、部署が少人数で実施するのに適する。</p> <p>D I Gとは、「災害=Disaster、想像力=Imagination、ゲーム=Game」の頭文字を取って名付けられたものであり、また、「探し求める」「理解する」という意味もある英語の動詞「d i g」に掛けられ、「災害を理解する」「まちを保つ」「防災意識を振り起こす」という意味を込めている。</p> <p><sup>3</sup>H U G：避難所運営に携わる関係者が、避難所である体育館や教室を見立てた平面図を用いて議論しながら、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを配置し、その結果生じる様々な出来事への対応を考えながら、避難所の運営について検討していく訓練である。H U Gとは、避難所(hinanzyo)、運営(uneyi)、ゲーム(game)の頭文字を取ったもので、あり、ぬきしめという意味の英語「h u g」に掛け、避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名付けられた。</p> <p><sup>4</sup>防災士：地域防災におけるリーダー等として、共助の中核として、かつ、防災関係機関との連携を担うに必要な意識と知識・技能を有する人として、日本防災士機構が認定した者を言う。</p> <p><sup>5</sup>D I G：参加者全員が、地図等を読み、その上に、被災状況や防災関係機関の活動状況を書き込み、全員で対応策等を議論しながら進めていく訓練である。準備と実施が容易であり、例えば、帰宅困難者支援施設の職員等が</p>
	<p>3 自主防災組織、N P O 、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等の訓練</p> <p>自主防災組織、N P O 、その他の団体、事業所及び住民等の訓練等に対して、年1回以上を基準として、避難誘導、救助、救護、搬送、消火等に関する訓練の実施を働きかけるとともに、次の事項を重視してその実施を支援する。</p> <p>ア 事業所や自主防災組織の防災訓練に関する資料を収集、作成及び配布するとともに、研修等の機会を設定する。</p> <p>イ D I G 及びH U G の講習会等を実施して、これを普及する。</p> <p>ウ 自主防災組織の役員等に対して、防災士の資格取得を奨励しつつ、それに必要な講習会等を実施する。</p> <p>エ 自主防災組織が必要とする防災資器材を購入するに際して補助金を支給する。</p> <p>オ 必要に応じて、事業所や自主防災組織が実施するに必要とする関係機関との調整を代行するとともに、関係職員等を派遣する。</p> <p>カ ボランティアの防災訓練</p> <p>市社会福祉協議会の協力を得て、事前に登録したボランティアに対して訓練し、活動に必要な知識や技術を習得させる。</p>	<p>3 自主防災組織、N P O 、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等の訓練</p> <p>自主防災組織、N P O 、その他の団体、事業所及び住民等の訓練等に対して、年1回以上を基準として、避難誘導、救助、救護、搬送、消火等に関する訓練の実施を働きかけるとともに、次の事項を重視してその実施を支援する。</p> <p>ア 事業所や自主防災組織の防災訓練に関する資料を収集、作成及び配布するとともに、研修等の機会を設定する。</p> <p>イ D I G 及びH U G の講習会等を実施して、これを普及する。</p> <p>ウ 自主防災組織の役員等に対して、防災士の資格取得を奨励しつつ、それに必要な講習会等を実施する。</p> <p>エ 自主防災組織が必要とする防災資器材を購入するに際して補助金を支給する。</p> <p>オ 必要に応じて、事業所や自主防災組織が実施するに必要とする関係機関との調整を代行するとともに、関係職員等を派遣する。</p> <p>カ ボランティアの防災訓練</p> <p>市社会福祉協議会の協力を得て、事前に登録したボランティアに対して訓練し、活動に必要な知識や技術を習得させる。</p>

<sup>2</sup>D I G：参加者全員が、地図等を読み、その上に、被災状況や防災関係機関の活動状況を書き込み、全員で対応策等を議論しながら進めていく訓練である。準備と実施が容易であり、例えば、帰宅困難者支援施設の職員等が